

相続時口座照会手数料

手数料名	手数料
相続時口座照会手数料	1件あたり 5,060 円

※実施日 令和7年4月1日

(金額には消費税および地方消費税相当額を含みます。)

※相続時口座照会に対する取扱い

1. 令和7年4月より、相続のお手続きにおいて、相続人は預金保険機構を經由して、被相続人(亡くなった方)を名義人とする全ての金融機関の預貯金口座の情報を求めることができます。
2. 被相続人が亡くなってから、10年以内であればお申込みが可能です。
3. 預貯金口座は、被相続人のマイナンバーに紐づくものに限ります。
4. 照会結果については、預金保険機構より郵送されます。
5. 照会結果の内容によらず、本手数料の返却には応じかねますので、あらかじめご了承ください。

岡山市農業協同組合